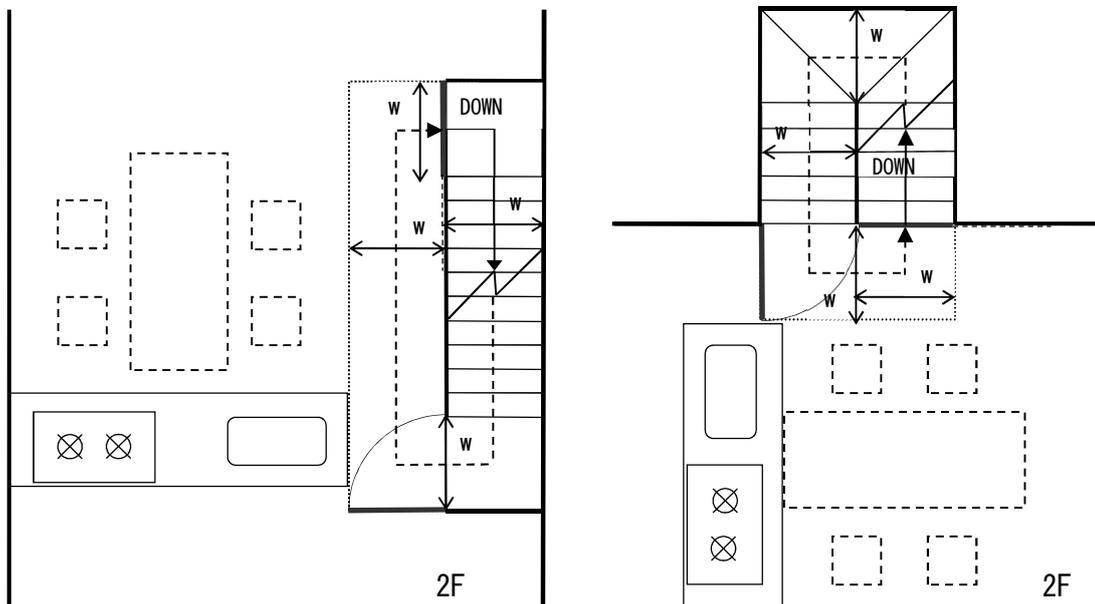


単体規定	直通階段の設置
	法第35条、令第120条第1項

住宅の直通階段への扉の設置

直通階段の要件においては、階段の途中に扉を設けないことを原則としている。ただし、以下の条件を満たす場合、避難上支障がないものとみなし、扉の設置を認めるものとする。

- ① 用途は利用者が限定される住宅であること（共同住宅の場合は住戸内のものに限る）
- ② 階数は3階までであること
- ③ 扉の開く方向等、避難上支障がないように計画されていること
- ④ 直通階段の一部とみなされる部分についても有効幅員（ w ）が750mm以上確保されていること



技術的助言等	
参考資料等	建築物の防火避難規定の解説 2016（第2版）P182